

和気町議会事務局障がい者活躍推進計画

機関名	和気町議会事務局
任命権者	和気町議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
和気町議会事務局における障がい者雇用に関する課題	<p>和気町議会事務局においては、令和元年6月現在で職員総数3名の小規模な機関であり、和気町より職員が出向されるため、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>これまで大きな問題を生じたこともなく、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。今後は、機関内において、障がい者雇用の推進に関する理解を促進していく必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	町長部局と併せて、障がい者である応募者を念頭においた形で採用募集を行う中で、障がい者の採用を目指していく。
② 定着に関する目標	なし ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定
取組内容	
① 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、議会事務局長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、障がい者である職員が在籍した場合には、町総務課に設置している障がい者である職員の相談窓口を紹介する旨、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、必要な資格要件の習得を徹底する。</p>
② 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、町総務課及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、毎年度実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> </ul>
④ その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。